

立川市第5次長期総合計画 第5次基本構想 素案概略



令和6（2024）年6月

目次

第1章 私たちがめざす未来の立川	1
1 未来ビジョン	1
2 まちづくりコンセプト	3
第2章 長期総合計画の位置づけ	4
1 長期総合計画のこれまでとこれから	4
2 基本構想の意義と役割	5
3 第5次長期総合計画の構成	5
4 計画期間	6
第3章 立川市の現状と展望	7
1 本市の特徴	7
2 将来人口推計	9
3 社会潮流の変化	11
第4章 未来ビジョン実現のために（政策方針）	13

※市民の皆さんに一番お伝えしたい「私たちがめざす未来の立川」を最初にお示しさせていただきます。

第1章 私たちがめざす未来の立川

1 未来ビジョン



<POINT>

一番伝えたい立川市の未来ビジョン（旧将来像）を冒頭に掲載しました。

<POINT>

「将来」よりワクワクするポジティブなイメージがある「未来」、「像」よりイメージしやすい「ビジョン」を採用し、従来の「将来像」を「未来ビジョン」と表現しました。

未来ビジョンが実現した立川のまちのイメージを文章で記載する

未来ビジョンの根底には、次の4つの基本理念があり、まちづくりを進めていく上で重視する考えです。

優しさにあふれる（多様性・包摂性）

多様性を認め合い、誰一人取り残さず、お互いに支え合うことによって、誰もが安心して幸せを実感して過ごすことができるまちにつながります。

共に創り出す（連携・協働）

人や企業が主体的に連携し、イノベーションを生み出すことにより立川らしいまちの発展につなげるとともに、地域においてもお互いが結びつくことにより安心して暮らし続けられるやさしい社会につながります。

時代に挑む（主体性・独自性）

主体的にチャレンジできる土壌と雰囲気を醸成することにより、他とは異なる独自性を生み出し、時代をリードするまちにつながります。

次代に引き継ぐ（発展・継承）

今ある立川市の資源を未来、次の世代へ責任を持って、発展的に継承していくことを意識した行動と選択を継続することにより、持続可能な社会につながります。



未来ビジョンを概念的に表したイラスト



2 まちづくりコンセプト

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○（未来ビジョン）」の実現に向けて、次の3つの視点に対し、まちづくりコンセプトを設定し、各政策を進めていきます。

1. 行政が提供すべき基幹的サービスに関する視点（市民サービス）
2. 本市の価値や魅力を高める視点（まちの魅力）
3. 行政サービスを推進していく上で必要な自治体運営の視点（自治体運営）



◆コンセプト1 【市民サービス（くらし/福祉/まちの基盤）】

くらしに安全とやすらぎを。誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり

充実した都市機能と豊かな自然環境が調和する快適なくらしを次世代に引き継ぐため、都市インフラの計画的な整備、環境と人に優しいまちづくりを進めます。新たな感染症や大規模災害等への十分な対応力を備えるとともに、学校教育や福祉の充実に取り組み、未来に羽ばたく子どもたちを育成します。また、誰もが自分らしく、いきいきと安心して、やすらぎと自らの成長を実感し続けることができるまちを目指します。



◆コンセプト2 【まちの魅力（まちの価値）】

人もまちも挑戦し続ける。集いとつながりにより新しい価値を創造する魅力あふれるまちづくり

立川のまちは魅力にあふれ、交通結節点という立地条件も相まって多くの人や企業が立川に集まっています。立川に住む人だけでなく、立川に訪れる誰もが人や企業に出会い、つながり、様々なことに挑戦することで新たな価値を生み出します。また、恵まれた立地条件を十分に生かして多摩地域発展の一翼を積極的に担い、発展し続けるまちを目指します。



◆コンセプト3 【自治体運営】

連携と改革により時代を切り拓く。市民に寄り添い、市民とともに未来へつむぐまちづくり

持続可能な自治体運営の実現のため、今後10年間のみならず、さらにその先を見据えた自治体運営が重要です。社会潮流の変化に対応した政策を機動的に実行するため、自治体連携・官民連携、市民参加を積極的に進めるほか、行財政改革を行いながら市民と共にまちづくりを進め、次世代に発展的に継承します。

<POINT>

第4次長期総合計画では、「将来像」と「都市像」の違いが分かりづらいという声がありましたので、従来の「都市像」を一目で分かる表現として、「まちづくりコンセプト」に変更しました。

第2章 長期総合計画の位置づけ

1 長期総合計画のこれまでとこれから

(1) 長期総合計画の位置づけについて

第5次長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成される計画の総称で、本市における最上位の計画となります。

(2) 立川市のこれまでの長期総合計画の展開について

本市は、昭和 49(1974)年に立川市長期総合計画、昭和 60(1985)年に立川市新長期総合計画、平成 12(2000)年に立川市第3次長期総合計画、そして、平成 27(2015)年には立川市第4次長期総合計画を策定しました。

立川市新長期総合計画からは、まちづくりの主体である市民のめざす市民像を市民憲章に求め、さまざまな社会環境の変化に対応しながら、その実践を通じ、施策の展開を図ってきました。

(3) 第5次長期総合計画の策定について

長期的な展望とまちづくりの未来ビジョンを示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定することとしました。



2 基本構想の意義と役割

本基本構想は、本市がめざすまちづくりの未来ビジョンと未来ビジョンを実現するための基本的なまちづくりコンセプトから構成されます。

基本構想で掲げる未来ビジョンは、市が市民とともにめざす共通の目標となるもので、次のような役割を持つものです。

- ・ 市政の長期的、総合的な行政運営の指針
- ・ 市民や民間団体などの地域社会における活動の指針
- ・ 国・東京都などが地域計画を策定し、事業を行うにあたって尊重すべき指針

3 第5次長期総合計画の構成

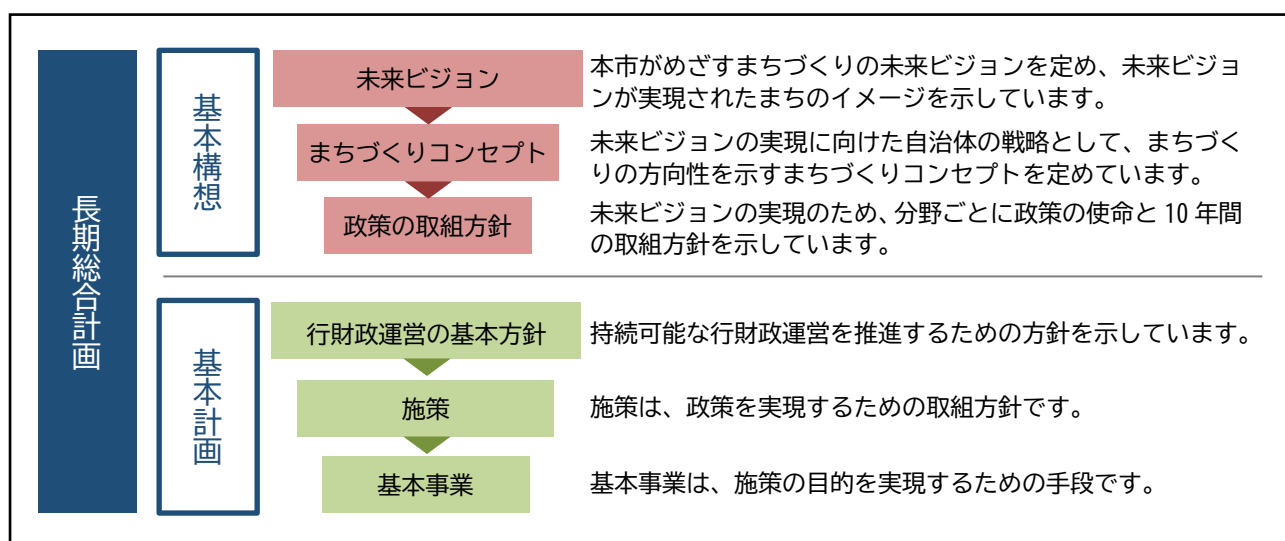
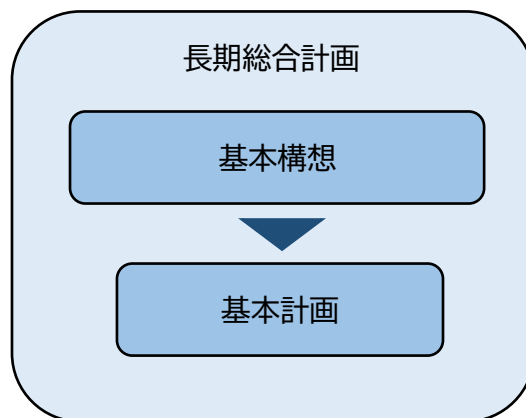
第5次長期総合計画は、めざすまちづくりの「未来ビジョン」を定めた基本構想とそれを具現化するための市政の基本方針を示した基本計画から構成されます。

(1) 基本構想

めざすまちづくりの「未来ビジョン」を示します。また、「未来ビジョン」の根底に流れる「基本理念」を合わせて示します。なお、基本構想については、長期総合計画審議会に諮問し、その答申に基づき市議会の議決を経て決定します。

(2) 基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を明らかにし、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。



4 計画期間

第5次長期総合計画の計画期間は、次のとおりとします。

R 7 (2025) 年度	R 8 (2026) 年度	R 9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度	R11 (2029) 年度	R12 (2030) 年度	R13 (2031) 年度	R14 (2032) 年度	R15 (2033) 年度	R16 (2034) 年度
基本構想【目標年次（令和16年度）】 （令和7年度～令和16年度）									
前期基本計画 （令和7年度～令和11年度）					後期基本計画 （令和12年度～令和16年度）				

（1）基本構想

基本構想の計画期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、目標年次である令和16（2034）年度までの10年とします。

（2）基本計画

基本構想の計画期間である10年を5年ごとの「前期」、「後期」に分け、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を前期基本計画、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度を後期基本計画の計画期間とします。

第3章 立川市の現状と展望

1 本市の特徴

(1) 地理的な特徴

本市は、東京都のほぼ中央、西よりにあって都心から概ね 40km 圏、東京駅から JR 中央線で約 50 分の位置にあります。

本市の面積は 24.36 km²で、市域の南側には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、概ね平坦な傾斜の少ない地形を構成しており、市全域が都市計画区域に指定されています。

また、市内には JR 中央線・南武線・青梅線・五日市線、西武拝島線の東西方向 5 路線の鉄道と、南北方向の重要な交通である多摩都市モノレールが通り、多摩地域の交通の要衝となっています。



地図

(2) 本市のあゆみ

年表など

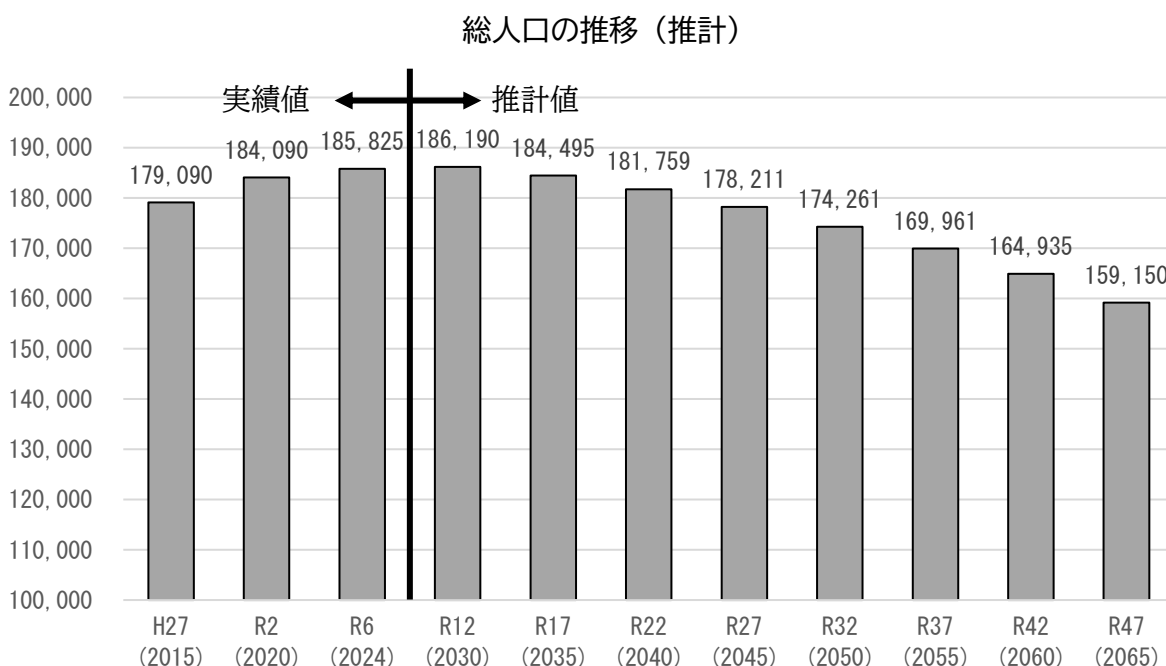
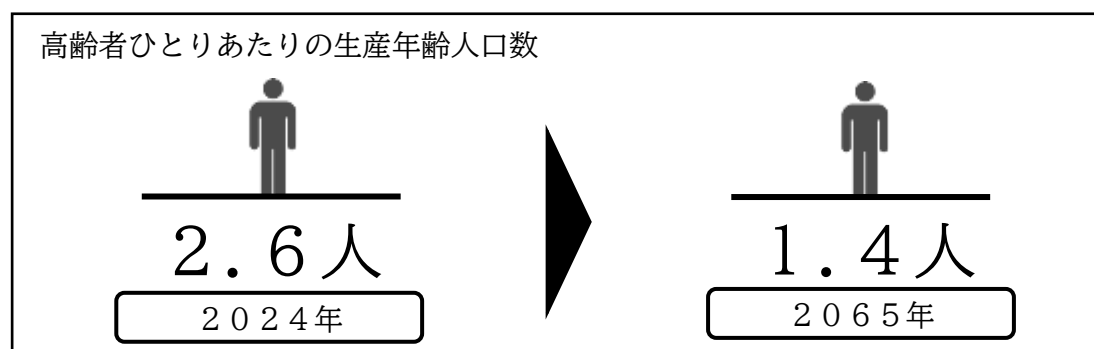
2 将来人口推計

○令和6（2024）年1月1日現在の立川市の総人口は、185,825 人です。令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口とし、コーホート要因法を用いて将来人口の推計を行いました。目標年次である令和16（2034）年度（令和17（2035）年1月1日）の総人口は、184,495 人となり、1,330 人の減少となる見通しです。

○総人口は現在と比較して小幅な減少に留まりますが、0 歳から 14 歳までの人口が 1,652 人の減少、15 歳から 64 歳までの人口が 4,964 人減少する一方で、65 歳から 74 歳までの人口が 3,295 人の増加、75 歳以上の人口が 1,991 人の増加となり、少子化、高齢化が進展する予測結果となりました。

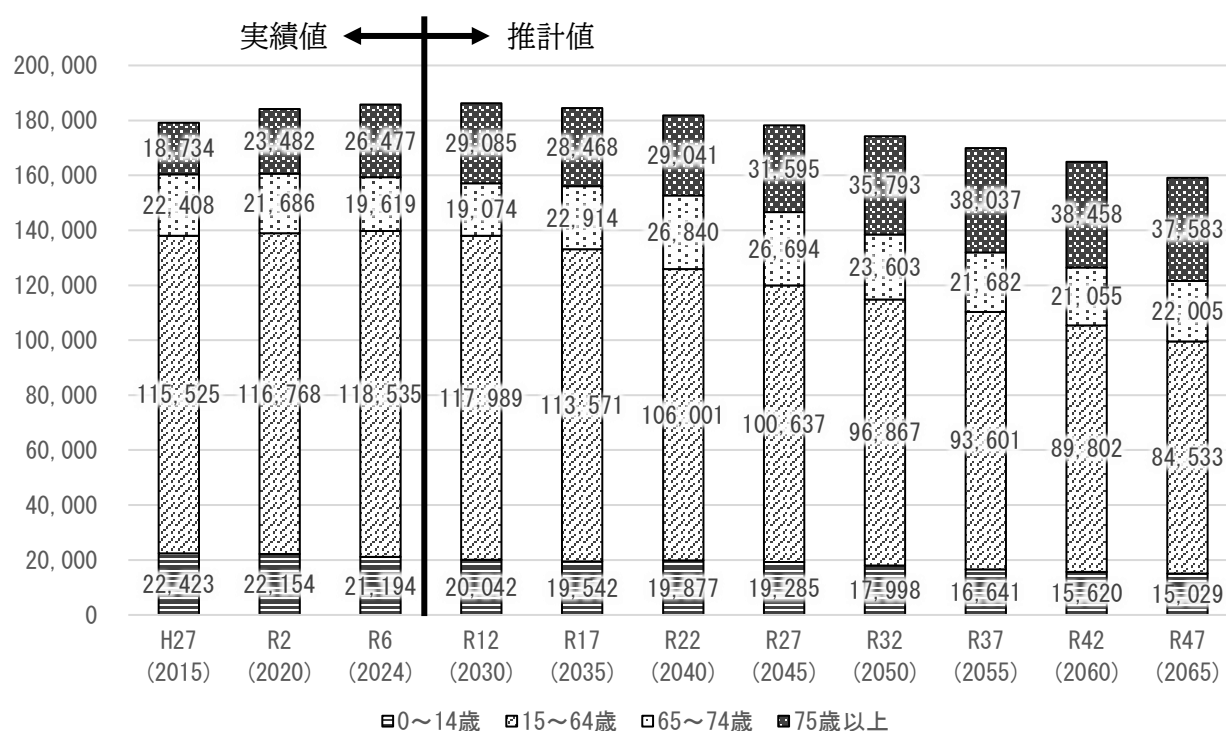
○年齢階層別人口割合では、令和6（2024）年1月1日現在、0 歳から 14 歳が 11.4%、15 歳から 64 歳が 63.8%、65 歳から 74 歳が 10.6%、75 歳以上が 14.2%となっています。令和17（2035）年1月1日には、0 歳から 14 歳が 10.6%、15 歳から 64 歳が 61.6%、65 歳から 74 歳が 12.4%、75 歳以上が 15.4%となる予測結果となりました。

○令和17（2035）年度以降についても、引き続き総人口が減少するとともに、少子化、高齢化がさらに進展し、現在は、高齢者 1 人を約 2.6 人の生産年齢人口で支えています、2065 年には、約 1.4 人の生産年齢人口で支えることになる予測となりました。



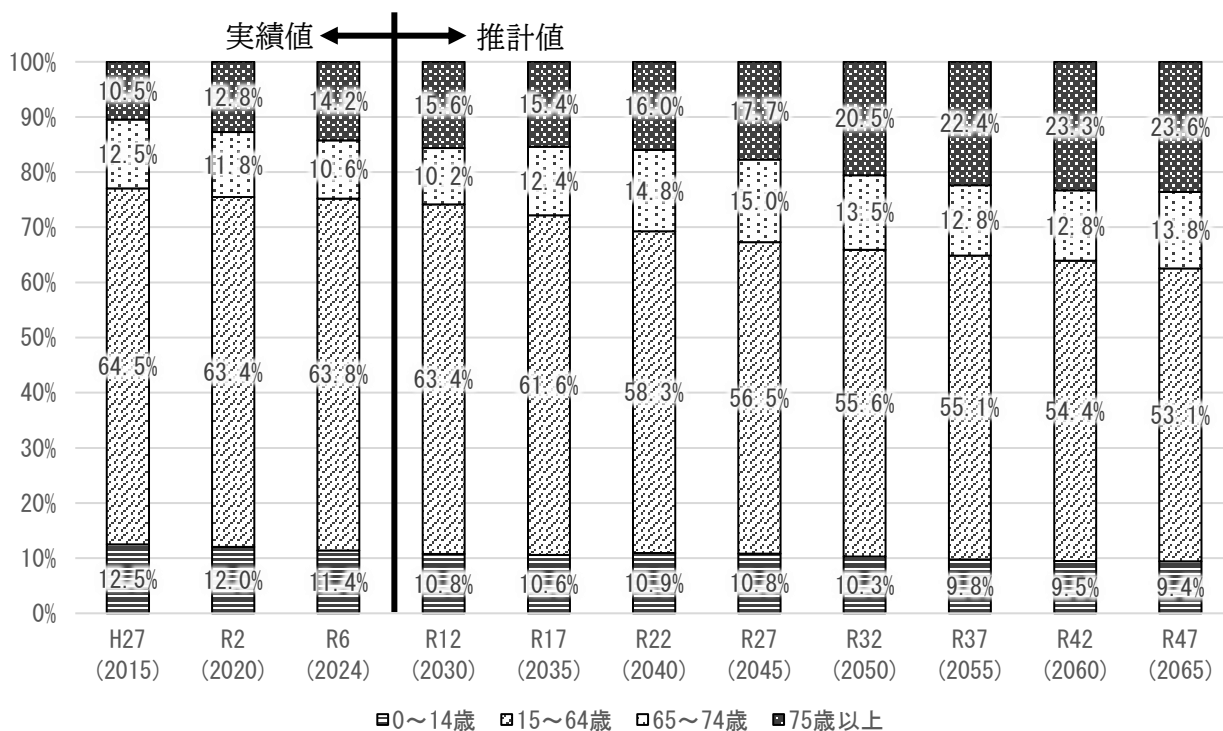
資料：令和6（2024）年までは住民基本台帳（立川市）、令和12（2030）年以降は、令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口として、コーホート要因法により立川市で推計。各年1月1日時点。

年齢階層別人口の推移（推計）



資料：令和6（2024）年までは住民基本台帳（立川市）、令和12（2030）年以降は、令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口として、コーホート要因法により立川市で推計。各年1月1日時点。

年齢階層別人口割合の推移（推計）



資料：令和6（2024）年までは住民基本台帳（立川市）、令和12（2030）年以降は、令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口として、コーホート要因法により立川市で推計。各年1月1日時点。

3 社会潮流の変化

近年、人口構造の変化や経済状況の不確実性、環境問題の深刻化など、さまざまな要因が地域社会に影響を与えています。

これらの変化や市民ニーズに的確に対応していくためには、まちの将来を市民とともにつくっていくことが肝要であり、行政のみならず市民の英知も必要となってきます。市民や地域団体、事業者など多様な担い手が個性や能力を生かしながら、これまで以上に連携・協力することで、持続可能で活力ある地域社会を構築することができます。

このような背景を踏まえ、第5次長期総合計画の策定にあたって考慮すべき主な社会の動向を以下に挙げます。

<POINT>

第4次長期総合計画では、社会潮流の変化を「総序」において文章で記載していましたが、計画の策定にあたり考慮すべき主な社会潮流の動向を項目ごとに分かりやすく記載しました。

人口構造の変化

少子高齢化と人口減少

少子高齢化が急速に進行し、労働力不足や社会保障関係費の増加が懸念されています。人口構造の変化は、経済や社会に大きな影響を与えるため、持続可能な発展が課題となっています。

人生 100 年時代の到来

医療技術や健康意識の向上により、人々の平均寿命が延び、人生 100 年時代が到来しています。そのため、長期にわたる老後生活やキャリアの再構築が必要となり、社会制度や働き方、ライフスタイルの変革が求められています。

地域福祉、地域コミュニティの変化

核家族化の進展などにより地域への帰属意識が低下し、地域コミュニティに対する考え方が変化しています。あらゆる人が地域から孤立しないよう、支え合いの地域づくりが必要です。

財政の健全化と効率化

国や自治体では、人口減少により税収入が減少することが懸念されています。歳出削減や財源の確保に加え、デジタル技術を活用した業務の効率化や行政サービスの見直しなどにより、持続可能な発展と財政のバランスを図る取組が求められます。

環境への意識の高まり

カーボンニュートラルとGX

国は、温室効果ガスの排出量を実質ゼロに抑えるという、カーボンニュートラルをめざしています。それを達成するため、従来の化石燃料を可能な限り使用せず、太陽光発電などのクリーンエネルギーを活用するための変革や活動であるGXが進められています。

循環型社会

大量のプラスチックごみが海洋に流出し、海洋生物等に影響を与えるプラスチック問題が深刻化しています。資源の効率的利用や廃棄物の削減・再利用を促進することにより、環境負荷を低減するという循環型社会を形成するための取組が推進されています。

激甚化する自然災害

気候変動などにより自然災害が頻発・激甚化し、その被害や影響が深刻化しています。そのため、被害を最小限に抑えるための防災対策や環境に配慮した取組を推進することが求められます。

SDGs

誰一人取り残さないという基本理念のもと、2030年までに持続可能な世界を実現する「持続可能な開発目標」が2015年に国連で採択され、自治体にもSDGsの理念を取り込んだ持続可能なまちづくりが求められています。

持続可能な都市インフラの構築

都市インフラの老朽化

道路や橋梁、水道管などの都市インフラの老朽化が進行し、その安全性や機能性の低下が懸念されています。さらに、人口減少により、都市インフラの修繕のために必要な資金が不足するなど、持続可能な社会インフラの構築が課題となっています。

交通インフラの整備

高速道路や新幹線などの交通ネットワークの拡充により都市間や地方とのアクセスが改善されるなど、交通インフラの整備が進んでいます。一方、高齢化に伴う移動課題等があり、その課題解決に向け、MaaSを推進するなどの取組が求められます。

自然災害への対応

頻発化・激甚化する自然災害に対する対応が重要視されています。都市インフラの更新や防災施設の整備などに取り組み、人々の安全を確保することが求められます。

公共施設の更新・再編

高度経済成長期などに整備された公共施設の老朽化が進み、建て替えの必要が生じる一方、人口減少や財政難を背景として、公共施設のあり方の見直しが迫られています。

多様性を尊重する社会の実現

多文化共生

国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いの違いを認め合い、多様性を受け入れる社会の構築が進んでいます。

人権意識の高揚

多文化共生社会の進展に伴い、様々な人権に関する理解が広がり、多様性を尊重する社会になりつつあります。一方、インターネット上でのいじめや人権侵害など新たな問題なども発生しており、それに対するさらなる啓発活動等に取り組むことが求められます。

子どもの権利

令和5年にこども家庭庁が創設され、「こどもまんなか社会」を実現するため、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援するとともに子供の権利を守るための取組が推進されています。

多様な性のあり方

性的マイノリティの方の認知と理解が進み、性的指向や性自認の多様性を尊重する風土が形成されつつありますが、権利の向上や差別解消に向けたさらなる啓発活動等が求められます。

技術革新とデジタル化の進展

DX（デジタルトランスフォーメーション）

企業や組織がデジタル技術を活用し、業務プロセスやサービスの革新を図り、効率性や競争力を向上させるDXが進展しています。

デジタル技術による人々の生活の変化

DXの進展により、オンラインショッピングやテレワークが普及するなど人々の生活が大きく変化しています。医療・介護や文化芸術、スポーツの分野でもデジタル技術の活用が進み、快適で便利な生活環境が実現しています。

行政サービスの改善

人口構造の変化への対応や利用者の利便性の向上を図るため、行政サービスにおいてもDXを推進し、業務の見直しや効率化に取り組むことが求められます。

デジタルデバイド

デジタル技術の進歩や利用促進が進み、人々の生活が快適で便利になる一方、情報通信技術を利用できないことにより情報格差が生じる、デジタルデバイドが問題となっています。

第4章 未来ビジョン実現のために（政策方針）

未来ビジョンの実現のため、分野ごとに政策の目的と10年間の取組方針を示します。

市民の暮らし

【目的】さまざまな課題を抱える市民に寄り添い、公正・公平を遵守し、豊かな生活をサポートします

【取組方針】さまざまな手続きや困りごとを抱える市民に寄り添い、公正・公平を遵守し、くらしをサポートしつつ、市民のライフスタイルの変化にあわせより利便性が高い窓口を目指します。また、多様な主体が地域で活躍し、交流を深めることにより、住み良い地域コミュニティを形成していきます。

危機管理

【目的】あらゆる危機に備え、ひとびとの安全なくらしを守ります

【取組方針】市民の安全なくらしを守るため、市民・地域、事業所、行政が連携して災害に備え防災・減災対策を進めます。また、誰もが地域で安心して生活ができるよう地域の防犯を強化するとともに立川駅周辺の体感治安の向上を進めます。

都市づくり

【目的】くらしやすい持続可能な都市を形成します

【取組方針】都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうるおいのあるまちづくりを推進します。また、人の活動を支える都市基盤の整備を進めるとともに、これまで整備した都市基盤は時代の要請に合わせ機能改善を図りつつ、将来の都市活動を見据え適切な管理に努めます。

環境

【目的】生活環境を整え、循環型のまちをつくります

【取組方針】人々が安全・安心にくらし続けられ、将来世代に引き継げるよう環境政策を進めます。また、一層のごみ減量とリサイクル等を推進し、廃棄物処理関連施設を安定的かつ効率的に運営するとともに、下水道施設の適正管理やストックマネジメントの推進に取り組むなど、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。

子ども・子育て

【目的】安心して子育てができ、子どもがのびのびと成長できる環境を整えます

【取組方針】子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、妊娠期から出産、子育てを途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

教育

【目的】子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

【取組方針】子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、社会に貢献する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、一人ひとりの個性や能力にあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

保健・医療

【目的】市民の健康を維持・増進し、くらしやすい生活をサポートします

【取組方針】市民の主体的な健康づくりを通じて健康増進や介護予防につなげていくため、保健事業の周知啓発や場の提供、各種検診・健康診査の受診機会の充実等に取り組みます。また、社会基盤となる介護人材の確保・育成など、介護サービスの整備を進めるとともに、医療費適正化等により社会保険制度の安定運営を推進します。

社会福祉

【目的】多様な担い手がつながり支え合い、自分らしく安心してくらせる地域づくりを進めます

【取組方針】市民や関係団体・事業者等との協働を進めるため地域活動の担い手などを支援するとともに、市民が主体的に地域生活課題の解決に参画・協働する仕組みづくりを推進します。また、支援が必要な市民を障害福祉サービスや生活保障などの各種福祉施策に適切に繋げることにより、安心してくらせる地域共生社会を形成します。

産業まちづくり

【目的】人や企業が集う強みを生かし、まちの魅力を高めます

【取組方針】人や企業が集う都市特性を生かし、立川のさらなる活力につながる商工業や都市農業の振興策を推進しつつ、地域公共交通など多様な移動手段を構築し、地域の特性を生かしたまちづくり、出かけたくなるまちづくりを推進します。

文化・スポーツ

【目的】文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めます

【取組方針】市民の文化芸術や生涯学習、地域に根ざした活動への積極的な参加・交流による幅広い学びを支援するとともに運動習慣を促進します。地域の伝統的文化については、本市の魅力として後世に引き継いでいきます。また、官民連携で文化芸術の活性化やプロスポーツとの連携を進め、まちのにぎわいにつなげます。

総合戦略

【目的】計画的かつ社会潮流に応じた政策を戦略的に進めます

【取組方針】社会潮流の変化に対応した政策を機動的に展開しつつ、将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を効果的に進めます。また、国や自治体との広域的な連携、さらには市民・事業者との協働、連携、立川の魅力の積極的な発信により、にぎわいと住み良さを兼ね備えた選ばれるまちづくりを進めます。

行政運営

【目的】効率的・効果的に行政を運営するしくみを整えます

【取組方針】市民に信頼される職員の育成やコンプライアンスなどの適正な事務の執行、さらには公共調達の適正化や公共サービスの品質の確保に取り組み、効率的・効果的な行政運営を進めます。また、公共施設を将来世代へ引き継ぐ持続可能な取組と適切な維持保全を進めます。

収益事業

【目的】市財政へ寄与するための公営競技を効果的に実施します

【取組方針】本場へのファンの来場促進やインターネット投票の売り上げ向上、多様な時間帯での競輪開催、KEIRIN グランプリの積極的な誘致など立川競輪の経営戦略方針に基づいた各種施策を進め、競輪事業の安定化と経営基盤の強化を図り市財政や地域の賑わい創出に寄与します。

<POINT>

第4次長期総合計画では、「都市像」と一対一で対応する「政策」としているため、政策の粒度が大きくなり、政策の目的が不明確で評価や成果がわかりにくいという課題がありました。第5次長期総合計画では、「まちづくりコンセプト」と「政策」を一対一で結びつけることにこだわらず、目的や成果がある程度わかりやすい分野・粒度で「政策」を設定しました。